

# 平成29年度 ふくおか課題解決応援プロジェクト

## 募集要項

社会福祉法人 福岡県共同募金会

### 「ふくおか課題解決応援プロジェクト」とは

本プロジェクトは、赤い羽根共同募金の一環として、従来の共同募金運動期間とは異なる1月から3月に、地域や社会の解決したい課題や使いみちを明確にし、その課題解決を図るための活動資金を募るために募金活動を行い、地域課題の解決につなげていくものです。(地域課題解決型募金(テーマ型募金))

具体的には、福岡県内で活動する非営利団体等(以下、「団体」という。)が、課題解決の必要性や活動内容を住民に伝えながら、福岡県共同募金会と一緒に募金活動を行い、寄せられた寄付金で課題解決のための活動を行います。

団体にとっては、赤い羽根共同募金というしくみを活用し、解決したい課題を住民にアピールする機会となり、住民にとっては地域の課題を知り、寄付により課題解決のための活動を応援できる機会となります。県内の地域や社会の課題を皆で分かち合い、団体の活動の輪を広げる取組です。

#### 1 配分対象事業(テーマ)

福岡県内(広域)における地域や社会課題の解決に向けて取り組む事業  
ただし、次の事業は対象となりません。

- ア 会員、構成員同士の親睦のみを目的としたもの
- イ 特定の個人活動またはそれに類するもの
- ウ 国又は地方公共団体が設置または経営、もしくはその責任に属するとみなされるもの
- エ 他団体または下部組織への助成を目的としたもの

#### 2 配分対象団体

県内において活動する民間の非営利団体(法人格の有無は問わない)で、下記の要件を満たした団体とします。

- (1) 県内に活動拠点を置き、県域または複数の市町村を対象として活動していること。  
(同じ課題解決のため、複数の団体が集まって組織した連合体も対象とします。)
- (2) 団体としての活動実績が原則1年以上あること。(複数の団体で組織した連合体は、各団体の活動実績が1年以上あれば対象とする。)
- (3) 団体の運営に関する規則(会則・定款等)があり、事業内容や会計情報等を公開できること。(複数の団体で組織した連合体は、各団体の規則があれば対象とします。)
- (4) 団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- (5) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 共同募金運動を通して、課題解決の必要性や団体の活動を広く住民に伝え、寄付者からの信頼に応えることができること。

### 3 配分対象経費

団体が行う課題解決のために直接要する経費とし、管理経費については対象となりません。

#### (1) 対象となるもの

講師謝金、旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、消耗品費、研修費、備品購入費（対象事業のみで使用するもの）、その他本会で必要と認める経費

#### (2) 対象とならないもの

団体の運営に関わる人件費、事務費、視察費、飲食費またはそれに類する費用

### 4 配分額

団体に寄せられた寄付金から事務経費を控除した額を配分します。

### 5 事業実施期間

平成30年7月1日から平成31年3月31日まで

### 6 募金活動

#### (1) 募金活動期間

平成30年1月1日から3月31日まで

#### (2) 募金活動方法

専用の寄付金振込用紙付チラシを配布する（原則として個人募金）など、具体的な方法は本会与協議のうえ決定します。

#### (3) 寄付金の受付及び管理

本会の金融機関預金口座に預け入れ本会が管理します。

受入期間は平成30年1月1日から3月31日までとします。

### 7 申請方法等

#### (1) 申請書の提出

所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに本会に提出してください。  
なお、申請内容確認後、事業内容等に関する詳細資料を改めて提出いただきます。

#### (2) 配分申請額

20万円以上とします。

#### (3) 申請書受付期間

平成29年4月6日（木）から5月19日（金）まで

#### (4) 募集团体数

3団体程度

### 8 配分対象団体等の決定

#### (1) 団体の決定

団体から提出された申請書に基づき、本会配分委員会で協議のうえ、理事会・評議員会で決定します。

#### (2) 配分額の決定

募金活動期間終了後、団体から提出された変更申請書に基づき、本会配分委員会で協議のうえ、理事会・評議員会で決定します。

## 9 事務経費等

団体に寄せられた寄付額の9%（事務費6%、災害等準備金積立金3%）を事務経費等として団体が負担し、配分金送金時に寄付額から控除します。

また、団体の募金活動に要する直接経費（旅費等）は団体負担とします。

## 10 事業の変更・廃止・報告

- (1) 募金活動期間終了後、事業計画の見直しを行ったうえで変更申請書を本会に提出してください。（実績確定による事業中止は認めません。）
- (2) 配分決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更・廃止する場合は、速やかに本会に届け出てください。
- (3) 事業実施期間終了後、1か月以内に事業報告書を本会に提出してください。なお、配分金に余剰が生じた場合は本会に返還してください。

## 11 申請から報告までのスケジュール

内 容	時 期
申請書受付	平成 29 年 5 月 19 日まで
参加団体決定	平成 29 年 6 月下旬
参加団体との打合せ、募金活動準備	平成 29 年 7 月～12 月
募金活動実施	平成 30 年 1 月～3 月
活動状況中間報告	平成 30 年 2 月中旬
変更申請書提出	平成 30 年 5 月中旬
配分額決定、配分金交付	平成 30 年 6 月下旬
事業実施	平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月
事業報告	平成 31 年 4 月 30 日まで

## 12 注意事項

- (1) 本会では、10月1日から12月31日まで各世帯を対象とした戸別募金や企業を対象とした法人募金及び職域募金を実施しているため、寄付者がこれらの募金と混同しないよう、十分に説明を行いながら募金活動を行ってください。
- (2) 受入期間後に寄せられた寄付金については、一般の共同募金配分の財源として取り扱います。
- (3) 本要項に違反した場合、提出した書類に虚偽がある場合、配分決定した事業以外に配分金を使用した場合は、配分決定を取消し、配分金の全部または一部の返還を求める場合があります。

## 13 その他

本要項に定めのない事項については、団体と協議のうえ決定します。

## 14 申請書提出・問い合わせ先

社会福祉法人 福岡県共同募金会

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp

ホームページ <http://www.fsw.or.jp/kyobo/index.html>